

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 7 号

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例

相模原市医療費助成条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「里親」の次に「(以下「里親」という。)」を加える。

第 3 条第 2 項第 2 号中「入院等をいう。次号」を「入院等をいう。同号」に改める。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 5 条第 1 項中「。以下「保険対象助成額」という」を削り、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「者を」を「ものを」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)の規定にかかわらず、施行日以後、新条例第 3 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当する者として、新条例の規定により医療費の助成を受けようとする者の新条例第 2 条第 6 項に規定

する小児等養育者(以下この項において「小児等養育者」という。)(小児等養育者が不在の同号に該当する者にあつては、その者)は、市長に申請しなければならない。ただし、施行日の前日において、旧条例第3条第1項第7号又は第8号に該当する者として、旧条例の規定により医療費の助成を受けている者は、この限りでない。

- 4 市長は、前項ただし書に規定する者について、同項本文の規定による申請があつたものとみなし、新条例の規定を適用するものとする。

(準備行為)

- 5 新条例の規定による医療費の助成に係る申請の受付その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。